（農産物検査法施行令の一部改正）

第八条　農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、北海道農政事務所長及び地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を「及び北海道農政事務所長」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第九条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「及び第十五条第一項」を削る。

第三十一条第一項及び第二項中「経済産業大臣の権限」の下に「（同項に定める農林水産大臣の権限を除く。）」を加える。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第十条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第三号中「立入検査」の下に「（農林水産大臣による立入検査を除く。）」を加える。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「法の」を「法第三十五条第一項及び第二項の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

2　この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林物資規格調査会令の一部改正）

第四条　農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「消費・安全局表示・規格課」を「食料産業局食品製造課」に改める。

（国土審議会令の一部改正）

第五条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十条、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第六十九条の四第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十六条第一項及び第四項並びに附則第五条の二第六項、第七項及び第十項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条・第六条）
附則

第一章　関係政令の整備

（中小企業退職金共済法施行令の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（教育公務員の範囲）

第十五条の二　法第六十九条の四第三項の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十八条　機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項の規定による厚生労働大臣の立入検査の権限のうち法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第二十五条第一項の規定による厚生労働大臣の立入検査の権限のうち法第十四条第一項の規定による委託（法第二十一条第二項の規定による委託を含み、法第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。）の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、厚生労働大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。